

【第五報からの変更点を赤字にて記載しています】

令和2年4月10日

課外活動団体 御中

名城大学学長 小原 章裕

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う課外活動の
中止等対応について（第六報 令和2年4月10日更新）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府は複数の都府県を対象として緊急事態宣言を発令し、また本日、愛知県からは独自の緊急事態宣言が発令されました。昨今の状況を踏まえ、感染予防の努力を続けなければ、引き続き感染爆発の恐れがありますので、本学では以下の対応を取ります。

学生寮を除く名城大学のすべての施設を閉鎖しますので、課外活動団体に所属する学生各位においては、**5月6日(水)までの活動および懇親会等のイベントを中止してください。**

皆様が各活動の準備を重ねてきたことを考えると、大変心苦しい限りです。しかしながら、学生の皆様の安全を確保し、感染拡大を防止する社会的責任を果たすことを最優先に検討を進めた結果の判断です。皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

なお、キャンセル料金に関することは、各自で判断せず、必ず学務センター学生活動までご相談ください（キャンセル料金に関する相談については、必ず領収書を取得し、持参してください）。

【対応要請】

- ・屋内外を問わず活動を中止する。
- ・懇親会等のイベントを中止する。

対応については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)」をご確認ください。また、日本国内における状況等をふまえ、今後の対応については随時更新していきますので、最新の情報をご確認ください。